

第 232 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 8 年 8 月 31 日（月） 9:30～11:23

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子、西郷 浩、 會田 雅人、久我 尚子、後藤 玲子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、長谷川 秀司、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

荒木 由布子、成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

川崎 玉恵

【幹事等】

総務省政策統括官、総務省統計局長、総務省統計調査部長

内閣府大臣官房政策立案総括審議官、

文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）

厚生労働省大臣官房統計・政策立案総括審議官、農林水産省大臣官房統計部長

日本銀行調査統計局参事役、

東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、赤谷次長

政策統括官（統計制度担当）：山村審議官、植松統計企画管理官

4 議 事

- (1) 農業経営統計調査（営農類型別経営統計）調査手法の変更に伴う影響の検証について
- (2) 諮問第 207 号の答申「科学技術研究調査の変更について」
- (3) 諮問第 208 号「社会教育調査の変更について」
- (4) 諮問第 209 号「2022（令和 4）年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」
- (5) 令和 7 年度統計法施行状況に関する審議について

5 議事録

○津谷委員長 定刻となりましたので、ただ今から第232回統計委員会を開催いたします。
会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。
続きまして、総務省の事務局に人事異動がありましたので、御挨拶をいただきたいと思います

います。最初に七條政策統括官、お願いいたします。

○七條総務省政策統括官（統計制度担当） 8月4日付で統計制度担当の政策統括官を拝命いたしました七條と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○津谷委員長 次に、山村大臣官房審議官、お願いいたします。

○山村総務省審議官 同じく8月4日付で官房審議官を拝命いたしました山村でございます。御指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にて、ウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、冒頭に御発言の際、必ず資料名、ページ番号をお示しいただきますようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○津谷委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日は議事進行の都合上、まず、農林水産省が実施する農業経営統計調査に関して、調査方法の変更に伴う結果への影響の分析についての報告をお聞きしたいと思います。

本件については、本年2月に一度御報告をいただきました。その際、より具体的な影響について分析・検証してほしいという御意見をいただきました。農林水産省に、この御意見への対応をお願いしていたものです。

本日、この検証結果について説明をしていただきます。その過程において、川崎専門委員に多大な御協力と御尽力、そして貴重な御指導をいただいたと伺っております。川崎専門委員に、心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、農林水産省から御説明をお願いいたします。

○高橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省統計部経営・構造統計課長の高橋と申します。本日は、何とぞよろしくお願い申し上げます。それでは、着座にて説明させていただきます。

営農類型別経営統計の調査手法の変更に伴う影響の検証につきまして、資料1に基づき、ポイントを御報告させていただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただき、1ページ、本調査の概要です。本調査は水田作経営、野菜作経営、酪農経営など、営農類型ごとの経営実態を把握することを目的として実施しております。報告者数は約4,500経営体で、このうち約3,400経営体は、営農類型別経営統計のみの報告者、約1,100経営体は、生産費統計の報告者を兼ねています。

令和6年調査からは、営農類型別経営統計のみの報告者につきまして、民間事業者を活用した郵送自計調査に移行しております。

一方、生産費統計を兼ねている報告者につきましては、従来どおり地方統計組織による調査を実施しております。なお、報告者数欄にも記載のとおり、報告者は原則5年間固定とさせていただいておりますが、離農、廃業等により、毎年、一定の標本の入替えがあります。

2ページを御覧ください。今回、報告の時間をいただいた背景です。令和6年4月の統計委員会の答申において、本調査の民間委託による調査結果への影響を検証し、令和6年

調査の実施状況とともに、本委員会に説明するよう課題がありました。その課題につきまして、今年2月に開催された統計委員会で、令和6年調査の実施状況等を御報告したところ、評価いただくと同時に、「調査モードの違いにより、調査個票に差異がある場合でも、疑似的な比較・検証は可能ではないか。直接的な比較・検証は難しいかもしれないが、引き続き検討・検証を進め、報告いただきたい」との御指摘をいただき、今回、御報告の時間をいただきました。

3ページを御覧ください。今回、実施した検証の方法を整理しております。なお、本資料における各検証の方法は、先ほど委員長からも御紹介ありましたが、本日、ウェブで御参加いただいております、統計委員会専門委員でもあります青山学院大学の川崎准教授に御相談させていただきながら、実施したものであり、本資料も川崎准教授に御確認いただきながら作成いたしました。

検証の対象は、営農類型別経営統計のみの報告者である営農単独と、生産費統計の報告を兼ねる報告者である生産費共用の双方について、営農類型の中で最も大きな標本サイズを有する水田作経営といたしました。

検証の方法として、調査方法の変更が集計結果に与える影響を評価するために、令和5年、令和6年における営農単独と生産費共用の農業粗収益を比較し、回答集団及び調査結果の違いを多面的に検証いたしました。なお、その検証の前には、営農単独と生産費共用を合わせた農業粗収益について、令和3年から令和6年の年次推移を比較し、調査方法変更後の集計結果が従来の推移と整合的であることを確認いたしました。また、参考的に主食用米の販売金額について、同様の観点から比較・検証いたしました。

赤枠で囲んだ部分が、2月の御指摘を受けての検証に相当いたしますので、次ページ以降、こちらを御説明いたします。

4ページを御覧ください。まずは、今回、検証することとした回答集団別の平均値、中央値、標準偏差など基本統計量を整理いたしました。これらを比較したところ、営農単独、生産費共用とともに、令和5年から令和6年にかけて大きな変化は確認されませんでした。また、歪度や尖度についても、令和6年だけが特異な値を示す状況は見られませんでした。このため、基本統計量の観点からは、調査方法変更によって集計結果が著しく変化したことは示唆されませんでした。

5ページを御覧ください。データ全体の分布形状を視覚的に確認できるように、ヒストグラムを作成いたしました。こちら、縦軸が経営体数、横軸が農業粗収益となっております。御覧いただいているとおり、右に裾の長い分布となっており、令和5年、令和6年ともに、営農単独と生産費共用の分布はおおむね重なっており、大きな違いは認められませんでした。したがって、調査方法変更後に分布形状が著しく変化したことは考えられませんでした。

6ページを御覧ください。対数変換後のヒストグラムです。前のページで御覧いただいたとおり、調査対象の農業粗収益の分布は右裾が長いものとなっております。そこで対数変換を行い、一部の大きな値の影響を緩和し、分布の特徴を確認しやすくいたしました。分析の結果、営農単独の方が若干高収益側に位置する傾向はあるものの、その傾向は、令

和5年と令和6年の双方で共通して見られました。そのため、調査方法変更後に分布構造が著しく変化したことは示唆されませんでした。

7ページを御覧ください。QQプロットです。QQプロットは、2つの分布の分位点同士の対応関係を視覚的に把握するための検証法です。左上と右下の図にあるとおり、令和5年、令和6年の営農単独と生産費共用の比較では、中位とやや高位の分位点で、45度線から緩やかに乖離する傾向となっており、両年の形状はおおむね共通していることが確認できました。

また、右上と左下の図にあるとおり、営農単独と生産費共用の令和5年と令和6年の比較では、おおむね45度線に沿った分布となっています。これらの結果からも、調査方法変更後に、営農単独、生産費共用の分布構造が著しく変化したことは示唆されませんでした。

8ページを御覧ください。Kolmogorov-Smirnov検定です。前のページのQQプロットは、分布間の差異を定量的に評価するものではないため、こちらの検定では2つの分布の違いを経験累積分布関数の乖離具合により、定量的に評価しています。

本検定は標本サイズによっては、僅かな分布の違いであっても統計的に有意となりやすい可能性があります。そのため、p値だけではなく、検定統計量Dの値の大きさにも着目する必要があります。令和5年の営農単独と生産費共用の比較1、令和6年の営農単独と生産費共用の比較2において、それぞれD値0.0883、0.1と、いずれも一定の差が認められました。一方、同一調査区分内での令和5年と令和6年の比較3、4では、D値は約0.06程度となりました。同一調査区域内での令和5年から令和6年にかけての変化は相対的に小さく、調査方法変更後に営農単独の分布が著しく変化したことは示唆されませんでした。

9ページを御覧ください。差の差分析、いわゆるDID分析では、営農単独と生産費共用に共通する年次変化を除いた上で、営農単独だけに追加的な変化が生じたかどうかを確認しています。なお、前提となる平行トレンドは、本検証範囲においては積極的に支持されるものではなかったため、DID分析はあくまで補助的に行いました。

推定結果では、営農単独は生産費共用と比較して、約4.2%増加しましたが、p値は0.7933であり、統計的に有意な差は認められませんでした。そのため、調査方法の変更による影響は示唆されませんでした。

10ページを御覧ください。Wasserstein距離です。こちらは2つの分布間の距離を評価する指標で、分布全体の違いを距離として測定し、評価するために実施いたしました。分析の結果、営農単独と生産費共用との間で一定の違いが認められるものの、これは両者がもともと異なる集団であることを反映した結果と考えられます。3と4の比較において、令和5年から令和6年にかけての分布の変化は、営農単独の方がやや大きい傾向が見られましたが、その差は1と2に比べて大きいものではありませんでした。また、3と4のブートストラップ標準誤差はおおむね同程度で、5の95%信頼区間はマイナス0.221から0.251であり、0（ゼロ）を含んでいたことから、営農単独における年次間の分布変化が生産費共用と比較して有意に大きいとは認められませんでした。

以上のことから、令和6年に営農単独と生産費共用との分布の違いが大きく拡大したことを示す結果は認められませんでした。また、営農単独における分布変化が生産費共用よ

り大きいことを示す明確な証拠は得られませんでした。

11ページを御覧ください。今回の検証結果をまとめました。令和5年及び令和6年における営農単独と生産費共用の農業粗収益について、令和6年に営農単独と生産費共用との間で差が新たに拡大したのかについて、複数の手法により検証を行いました。それらの検証結果を総合的に分析しますと、令和6年に営農単独と生産費共用との差が新たに拡大したことを示す結果は認められず、調査方法の変更による影響を示唆する結果は得られませんでした。

また、今回、御報告させていただいた内容以外に追加的に実施しました営農単独及び生産費共用を合算した集計値に関わる令和3年から令和6年の年次推移の比較、主食用米の販売金額に着目した令和5年及び令和6年における営農単独と生産費共用の比較を含め、これらの解析結果を総合しますと、本解析から、水田作経営においては、令和6年からの調査方法変更による影響を示唆する結果は得られませんでした。

なお、繰り返しになりますが、今年2月の統計委員会において、民間事業者による調査の実施状況及び令和6年調査が従前の調査と比べて遜色のない結果精度が得られたことを御報告させていただきました。そして、今回の検証からも、調査方法の変更による調査結果への影響がないことが改めて確認できました。

農林水産省といたしましては、引き続き民間事業者とも連携しながら、適切な調査の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上で御説明を終わります。ありがとうございました。

○津谷委員長 ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 いろいろな検証作業、お疲れさまでした。分かりやすかったと思います。

ただ素朴な疑問なのですが、この統計の基本統計量を見ていると標準偏差がとても大きくて、平均の違いなど有意な違いはないということですが、生産費共用に比べると、営農単独の方が中央値もかなり大きくて、統計的に有意ではありませんが、何かそういう傾向はあるような感じがします。生産費を追加的に調査するというところで何かこのサンプルの設定の仕方に違いがあるのでしょうか。

○津谷委員長 農林水産省、いかがでございますか。

○野田農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐 農林水産省、野田と申します。よろしく申し上げます。

営農単独と生産費共用につきましては、別々の母集団を用いているわけではなく、営農類型別経営統計と生産費統計の両方に協力いただける経営体が生産費共用となっており、意図的にグループ分けをしているところではないので、今回のものについて、我々としてもそもそも母集団を分けて設定しているものではないので、出てきた結果かなと感じております。よろしいでしょうか。

○白塚委員 何か意図的にやっているわけではないが、何となくこういう傾向になっているということですか。

○津谷委員長 意図的に分けたわけではないが、こういう結果が出ているという理解でよ

ろしいのか、という委員からの御質問です。

○白塚委員 この令和5年以前もこういう傾向があるのでしょうか。

○津谷委員長 いかがでしょうか。令和3年から傾向、年次推移を見られたということですが、同様の傾向は見られましたでしょうか。

○高橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 ありがとうございます。先ほどもこちらの本題であります分析・検証を行う前に、3ページにも記載させていただいたとおり、また、今、委員長からも御説明を加えていただきましたとおり、令和3年から令和6年度の年次推移を比較しました。こちらにつきましても、本分析と同様の結果が得られているということであり、標本といいましょうか、調査方法の変更による影響というものは、こちらでも確認できなかったということです。

○津谷委員長 白塚委員、よろしいでしょうか。

○白塚委員 はい。

○津谷委員長 ありがとうございます。それでは、西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員 西郷です。御報告どうもありがとうございます。報告の内容に関しましては、非常に水準の高い比較が行われて、集計等大変だったと思います。この集計、私が専門委員の方の名前を出して、川崎専門委員の知見を生かして、検証できるのではないかということを受けてやっていただいたものだと思いますが、これだけの内容のものですと、かなり最初に想定されていた時間と労力よりも、かなり大きな労力を要したのではないかと思います。そのことについて、あまり発言するときに思い至りませんで、ただ単に専門的な知識という言葉だけから川崎専門委員のお名前を出して、結果的に非常に大きな時間を割いていただくことになったということに対しては、大変申し訳なく思っております。

今後こういう専門的な検証、恐らくこういう検証は、海外の統計委員会に対応するようなものであれば、かなり頻繁に行われているものだろうと私は思っておりますが、今後、日本の統計委員会においてもこういう検証が日常的に行われるようになってほしいと思っています。そのためには、今回のように専門委員の方の知見をいただくという場面が増えると思いますが、その労力、時間に対して、何らかの見返りというか、そういうものを与えられるような仕組みというのを是非考えていただきたいと思っております。

○津谷委員長 ありがとうございます。そのほかに御質問や御意見はございませんでしょうか。

現在、川崎専門委員はヨーロッパに御出張中であり、ポーランドに滞在されていると伺っております。大きな時差があるにもかかわらず、本委員会にリモートで御参加いただいております。川崎専門委員から、一言コメントをいただくことができますでしょうか。川崎専門委員、もしよろしければ結構です。今、現地は午前3時頃であると伺っております。

○川崎専門委員 どうもありがとうございます。専門委員の川崎です。

今回、このような形で分析させていただきまして、点的な部分ではなくて、数年間にわたって、令和3年から令和6年にかけて長めにこれらの分析をさせていただきました。先ほど白塚委員からも御指摘があったように、標準偏差や平均等、年による違いというのも

ありまして、その違いも含めて考えた中で、令和5年から令和6年に変化があるかを多角的に検証させていただきました。いろいろな検証を重ねた結果、特に影響があったようなものは見受けられなかったという結果になっております。

また、西郷委員から今回、2月の統計委員会にて御指摘いただいた際にお名前を挙げていただきまして、私自身も非常に勉強になったような分析にはなっております。ただ、やはり、今後も何かしらこうした専門的知見が必要になる場面というのものもあるかと思ひますし、そういったところで益々日本の統計が発展していったほしいと私も願うところでありますので、何か制度設計などをしていただき、このような分析がより活発に行えるような仕組みを考えていただければと存じます。

○津谷委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。本日の御報告によると、地方統計部局による他計方式から民間委託による自計方式への調査モードの変更の統計的影響は、特段認められなかったということが確認されたということです。これは、喜ばしい結果であると思ひます。このような結果を導くことができた前提には、本年2月の統計委員会において御報告をいただいた際に、統計調査実施過程において、多数の督促や疑義照会に尽力されたことが前提にあったと思ひます。そしてそれを受けて、この調査方法変更の影響の分析・検証を、川崎専門委員から貴重な御指導と多大な御尽力を受けて多面的に行ったことが大変大きかったと思ひます。私からも改めて御礼を申し上げます。

本調査は、本年秋に諮問が予定されております。農林水産省におかれましては、本日、委員の方から示された御意見を考慮されて、調査が円滑かつより効率的、効果的に実施できるよう、今秋の諮問に向けて綿密な調査計画の立案をお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は詳細な御説明をありがとうございました。また、繰り返しになりますが、川崎専門委員におかれましては、大きな時差も物ともせず、ヨーロッパの御出張先からこの委員会に御出席いただいたことに、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思ひます。

諮問第207号「科学技術研究調査の変更」の答申案について、サービス統計・企業統計部会の菅部会長から御説明をお願いいたします。

○菅委員 それでは、科学技術研究調査の変更に関する答申案について御報告いたします。

本件につきましては、6月の統計委員会で諮問された後、3回にわたる部会審議を経て、本日お示ししている答申案を取りまとめましたので、ポイントを簡潔に御報告いたします。

それでは、資料2を御覧ください。まず、1ページにあります、1 本調査計画の変更の(1)承認の適否ですが、全体的な結論としては、今回の変更につきまして、承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、今後の課題として、今後、調査実施者に対応を求めている事項があります。こちらは最後に報告したいと思ひます。

次に、個々の変更事項につきまして、(2)理由等の部分で順に記載しておりますので、それに沿って御説明いたします。1ページのア 調査事項の変更ですが、(ア)から(ウ)までです。まず、(ア)(調査票甲(企業A)、調査票乙、調査票丙)に関する変更ですが、

令和 8 年 3 月に閣議決定された第 7 期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえまして、表 1 のとおり、新たに 2 分野の研究費を把握するための調査事項を追加するものです。これにつきましては、政策ニーズに対応するものであることなどから、適当としております。

次に、3 ページの（イ）（調査票甲（企業 B））のみに関する変更ですが、これまで資本金 1 億円未満の企業 B に対しては、調査していなかった特定目的別研究費及び特定技術別研究費につきまして、新たに調査事項として追加するものです。これにつきましては、我が国全体の研究開発の実態をよりの確に把握する観点などから適当としております。

次に、3 ページの（ウ）（調査票甲（企業 A））のみに関する変更ですが、これまで調査事項としていた製品・サービス分野別研究費を削除するものです。これにつきましては、重要なデータが把握できなくなることへの懸念があるものの、利活用が相対的に低調な状況にあって、利活用者にも確認した上で削除するものであり、報告者負担の軽減に資するものであることから適当としております。

次に、4 ページ、イ 調査対象の範囲の変更ですが、（ア）及び（イ）があります。まず、（ア）調査票甲の統合ですが、調査事項の見直しにより、企業 A 及び企業 B の調査事項が同一となることから、調査票を統合し一体的に実施するものです。これにつきましては、調査実施の合理化を図るものであることなどから、適当としております。

次に、4 ページの（イ）大学等出資会社を悉皆調査とする取扱いの取りやめですが、令和 4 年調査から悉皆対象として調査を実施していた大学等出資会社につきまして、悉皆対象としての取扱いを取りやめ、通常の抽出条件に戻すものです。これにつきましては、研究活動を行っている大学等出資会社が極めて少ないことから、これまで表章可能な数に達しておらず、関係府省から個別に表章する要望もないことから適当としております。

次に、5 ページのウ 調査方法の変更ですが、（ア）及び（イ）があります。まず、（ア）経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめですが、令和 4 年調査から実施していた経済構造実態調査から 3 項目のデータ移送を取りやめるものです。これにつきましては、取りやめによって報告者に新たな回答作業は生じるものの、報告者、利用者及び調査実施者それぞれに見込まれるメリットを考慮した結果、現時点でデータ移送を取りやめることはやむを得ないとしております。なお、今回データ移送を取りやめることについては、このような本調査の範囲を超えたデータ移送の取組については、今後、AI 等のデジタル技術の急速な進展や政府におけるデータ利活用の推進が期待されることから、データの把握のワンストップ化が実現される可能性を踏まえて、引き続き検討する必要があると考える旨をなお書きとして付記しております。

次に、7 ページの（イ）オンライン調査を中心とする記載への見直しですが、オンライン回答率が約 8 割に達していることを踏まえまして、調査計画における調査方法の記載をオンライン調査が主な調査方法であることを明記した記載に変更するものです。これにつきましては、現状を踏まえて調査計画の記載内容を変更するものであることなどから適当としております。

次に、8 ページのエ 集計事項の変更ですが、調査事項の見直しに伴う集計事項の整理を行うとともに、利活用が低下した分析表を削減するものです。これにつきましては、今

回の調査事項の見直しや利活用状況等を踏まえた対応であり、適当としております。

次に、8ページのオ 調査の実施期間の変更ですが、政府統計オンライン回答サポート対象企業の回答期限を6月下旬から7月中旬に延長するものです。これにつきましては、報告者負担に配慮した変更であることなどから適当としております。

次に、9ページ カ 公表方法の変更ですが、印刷物による公表を廃止するものです。これにつきましては、e-S t a t 及び総務省ホームページに全ての情報が掲載されており、利用者への影響も小さいものと想定されることから適当としております。

次に、9ページの 「今後の課題」 への対応状況についてです。本調査では前回答申におきまして、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性も含めて検討することと指摘されていたところです。今回これにつきましては、今回の変更において政策ニーズへの対応として調査事項を追加するとともに、利活用状況及び報告者負担を踏まえて調査事項を削除することから適当としております。

一方、部会審議の中では、今回削除することとした製品・サービス分野別研究費に関しては、分野の分類が時代に即していなかった可能性があること、また、今回把握することとした研究分野に関しては、最近の科学技術の進展を踏まえると、研究分野の区分等について別の整理も可能ではないかとの御意見が出されるなど、議論を重ねました。これらにつきましては、答申案に記載のとおり結論となりましたが、今後のニーズが急速に変化することも考えられます。研究分野の把握の在り方につきましては、このように考え、科学技術研究を取り巻く環境の急速な変化を踏まえ、不断の検討の上、適時適切な見直しを図っていく必要があることから、後に記す3の今後の課題に見直しの必要性について掲げることとしております。

最後に10ページ、3 今後の課題についてです。前回答申における今後の課題への対応状況で説明しましたとおり、研究分野の把握の在り方の不断の見直しについて、今後の課題として掲げております。

科学技術研究調査の変更に関する答申案につきまして、私の説明は以上です。

○津谷委員長 菅部会長、ありがとうございました。それでは、ただ今の御報告について、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと思います。御報告にあったとおり、今回の諮問では、調査事項の見直しとして、「第7期科学技術・イノベーション基本計画」への対応を巡る新たな分野の把握、製品・サービス分野別研究費の削除、経済構造実態調査からのデータ移送の取りやめなどについて御審議をいただきました。計3回の部会の中で、十分かつ丁寧な議論が行われ、適切な整理をしていただいたと理解しております。

また、今後の課題として、科学技術研究を取り巻く環境の昨今の急速な変化を踏まえ、研究分野の把握の在り方について不断の検討を行った上で、適時適切な見直しを図るようにとの提言がなされております。総務省におかれましては、引き続き円滑かつ適切な調査の実施に努めていただくとともに、よりよい公的統計の作成に向けて、今後の課題に対して鋭意取り組んでいただくようお願いをいたします。

それでは、答申案についてお諮りします。

「科学技術研究調査の変更について」の本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の皆様、部会での活発な御審議、ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

諮問第208号「社会教育調査の変更」について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官（人口・社会・農林水産省統計担当）総務省政策統括官室の川原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今資料を映し出しておりますとおり、諮問第208号といたしまして、今月18日で文部科学省から申請がありました社会教育調査の変更内容について御説明をさせていただきますと思います。

資料ですが、資料の3-1が諮問の概要、3-2が諮問の本文と、あと文部科学省から御提出いただいております申請書類一式、申請書や変更後の調査計画、調査票などを資料として添付させていただきます。

本日は資料3-1に基づきまして、変更内容の概要を御説明させていただければと思います。それでは、資料3-1を1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧いただければと思います。

文部科学省では、4つの基幹統計調査を所管しております。そのうち毎年実施をしておりますのが学校基本調査と学校保健統計調査、加えまして、3年周期で調査を実施しておりますのが学校教員統計調査と、今回諮問をいたします社会教育調査となります。調査の詳細は次のスライドで御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧いただければと思います。社会教育調査の概要をまとめた資料となります。社会教育調査は文部科学省が所管する基幹統計調査であり、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的に、昭和30年から調査の方を実施しております。現在3年周期で調査の方は実施しており、前回調査は令和6年度に実施をしているところです。本調査ですが、教育委員会や公民館、図書館などの社会教育施設を全数調査対象としております。報告者数は約8万となっております。調査方法ですが、本調査は郵送・オンライン調査で実施しております。文部科学省から直接もしくは都道府県市町村の教育委員会を經由して、報告書に調査票の配布、回収を行っているところです。

次に、調査事項ですが、調査票は報告者の別で計9種類です。まず、上にあります社会教育行政調査票です。こちらは社会教育関係の行政機関、教育委員会などにおける職員数や社会教育委員等の数、社会教育関連事業の実施状況等を把握しているものです。また、社会教育施設を対象といたしました調査票が8種類あり、公民館、図書館など施設別に設定しております。いずれの調査票も設置者及び管理者の状況であるとか、職員数、施設・

設備事業の実施状況、施設の利用状況などを把握しているものです。

下の方に結果の利活用も記載してありますが、社会教育に関する政策立案の根拠資料や各種統計の基礎資料等で活用されております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただければと思います。今回の主な変更内容をまとめたものとなります。大きく2点あり、1点目は、報告書に関する記載の変更です。本調査の調査対象のうち、博物館について、記載内容を追加するものです。

2点目は社会情勢の変化を踏まえ、調査事項の追加削除を行うものとなっております。なお、このほかに最新の母集団情報に合わせました報告書の変更であるとか、調査計画の記載内容の適正化等を計画しております。本日は主な変更内容ということで、先に申し上げた2点を御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。主な変更事項の1点目ですが、報告者に関するものです。「博物館調査票」に関するものであり、令和5年の博物館法の改正に伴いまして、公立博物館につきまして、都道府県、市町村に加えて地方独立行政法人が設置者となることが可能となっております。本調査、前は令和6年に調査を実施しておりますが、調査実施時には、公立博物館については、該当する施設が想定されないということで、調査計画上、博物館という記載がありませんでした。しかしながら、その後の調査の実施時に、地方独立行政法人が設置者となる博物館が実際に存在することが判明しております。該当する博物館については調査を実施してまして、結果も表章されているところですが、現状、調査計画上記載がない状況ですので、今回これを対応するという事で追記させていただくものです。

5ページをご覧ください。こちらは、関連する法令について抜粋したものととなります。博物館法については、令和5年に改正になっておりますが、その際、地方独立行政法人が設置者となるというところで法律が改正されております。こちらは御参照いただければと思います。

次に、スライド6ページを御覧いただければと思います。以降は調査事項の変更について御説明をさせていただきます。まずは調査事項の追加についてですが、こちらは4点あります。

1点目は社会教育行政調査票において、知事部局等における社会教育関係職員数を新たに把握するため、調査事項を追加するものです。こちら令和元年に成立いたしました第9次地方分権一括法によりまして、公立の社会教育施設について、地方公共団体の判断により、教育委員会からいわゆる知事部局や市長部局等に移管することが可能となっております。このことを踏まえ、今回、知事部局等における社会教育関係職員数を新たに調査事項として、追加したいというものです。

次のスライドを御覧ください。追加の2点目です。こちら社会教育行政調査票に係るものですが、現在、社会教育委員、社会教育関係指導員の数について、調査しているところですが、令和2年度から社会教育士という制度が新たに創設をされまして、こちらに該当される方が増えてきたというような状況があるようです。このため、今回社会教育委員

等の数の内数として、社会教育士の称号を有する者という項目を新たに設定して、調査事項として追加したいというものです。

次のスライドを御覧いただければと思います。調査事項の追加の3点目になります。図書館調査票に係るものです。図書館調査票は雑誌や視聴覚資料等の保有数などを調査、把握していますが、今回視覚障害者等が図書館を利用するための体制の整備が求められているところ、その実態を詳細に把握するため、録音図書等の保有数から特掲する形で、視覚障害者等のために開発されたデジタル録音図書の国際規格であるデイジー図書、Digital Accessible Information Systemの略だそうですが、デイジー図書を区分として追加したいというものです。併せて、施設設備の有無の調査事項にデイジープレーヤーを追加するとともに、図書などの貸出し業務において録音図書等の貸出し数を新たに追加したいという計画です。

次のスライドを御覧ください。調査事項の追加の4点目です。こちら公民館調査票、青少年教育施設調査票におきまして、これまで団体と個人のそれぞれの利用実績について報告を求めているところです。このうち団体利用につきましては、青少年団体等5区分で報告をいただいているところですが、今般、障害者の生涯教育、社会教育に関する取組の実施状況をより正確に把握したいとして、区分に障害者団体を新たに加えたいという計画です。

調査事項の追加は以上の4点であり、新たに把握する必要性などを御確認いただければと考えているところです。

次のスライドを御覧ください。以降は調査事項の削除に関するものであり、全部で3点あります。1点目はこれまで各施設の調査票において把握しておりました受動喫煙防止のための対策の方法というのを削除したいというものです。当該調査項目ですが、下にありますとおり敷地内禁煙、施設内禁煙など、受動喫煙防止のための対策の方法について、報告いただいているところです。

一方、令和2年の健康増進法の改正に伴いまして、多くの方が集まる施設については、屋内全面禁煙となっているということなども踏まえまして、一定程度対策が進んだというところです。そのため、本調査で継続的に把握する必要性が乏しいとして、今回削除したいとするものです。こちらにつきましては、調査結果の状況や利活用状況なども確認した上で、妥当かどうかを御検討いただければと考えております。

次のスライドを御覧ください。削除の2点目は、各施設の調査票におけるボランティアに関する調査事項についてです。これまでボランティアについては、登録団体数に加えて、登録者数を男女別に御報告いただいているところです。今回報告者の負担の考慮に加え、活用ニーズも勘案いたしまして、各社会教育施設のうち女性教育施設調査票を除き、ボランティア登録者数について、男女別の把握から、総計での把握に変更したいというものです。男女別の把握につきましては、これまで政府統計におきましても、継続的に把握に取り組んでいるところであり、直近の第IV期の公的統計の整備に関する基本計画におきましても、その旨記載しているところです。これまで本調査におきましても、先ほど御覧いただきましたとおり職員や社会教育委員等については、人数を男女別に把握していると

ころです。

一方で昨今の動きとして行政政策上必要性に乏しい場合、例えば申込書等から性別欄を廃止する事例もあるというふうに事務局としては、承知をしているところです。本調査、社会教育施設の長が報告者となりますので、従前と比較して男女別にボランティア登録者を回答することが難しくなっている可能性はあるのではないかとすることは、事務局としては想定しているところですが、このような背景事情、政府統計の整備状況なども勘案しつつ、今回の変更内容が適当かどうかは御検討いただければというふうに考えている次第です。

次のスライドは、3点目で調査事項の削除の最後です。社会教育行政調査票などにおきましては、学級・講座につきまして、実施件数を開催の形態別と、青少年や成人一般などの対象別に分けて報告をいただいているところです。

今回、このうち、青少年や成人一般などの対象別の把握を取りやめたいというものです。対象別の学級・講座数につきましては、文部科学省におかれましては、これまで委託事業やモデル事業の実施に当たって活用されていたところ、実態を把握する必要性が低下したことから、今回報告者負担を勘案し、削除したいというところです。こちらにつきましては、利活用の状況等も踏まえつつ、削除の妥当性を御確認いただければと考えております。

今回の社会教育調査の変更内容の概要は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○津谷委員長 ありがとうございます。本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については、同部会で御審議をいただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

今回諮問された社会教育調査は、先ほどの事務局よりの御説明にもありましたが、様々な社会教育施設全般を対象として、「学校以外の学びの場」の状況を把握する重要な統計調査です。

今回の申請では、社会情勢の変化や行政ニーズを踏まえた調査事項の追加及び削除を予定しているということですので、その必要性や利活用への影響などについて、丁寧に確認していただければと思います。

佐藤部会長をはじめ、人口・社会統計部会に所属されている委員の皆様、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第109号「2022（令和4）年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成」について、厚生労働省より御説明をお願いいたします。

○篠山厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室長 厚生労働省から資料4-1、4-2に基づきまして、御説明いたします。

国民生活基礎調査につきましては、平成7年から2019年まで、3年ごとの大規模調査に係る匿名データの作成、提供をこれまで行ってまいりました。今般、その続きになります

が、2022年の国民生活基礎調査の匿名データの作成に関しまして、関連資料を取りまとめまして、本年5月27日の統計研究研修所匿名データ作成ワーキンググループにおきまして議論いただき、6月26日の統計研究研修所の有識者会議におきまして、御了承を得ることができましたので、本日統計委員会に諮問させていただくこととしております。

それでは、諮問の内容について御説明させていただきます。最初に資料4-1の2ページ目、諮問の概要を御覧ください。1の匿名データの作成の対象とする統計調査ですが、公的統計の整備に関する基本計画において、匿名データの提供対象とする統計調査の種類や年次の追加等を行うとされたことを踏まえまして、2022年、令和4年国民生活基礎調査の匿名データの作成を行うことを予定しております。

2の匿名データの作成方法の概要です。総務省の定めるガイドライン、それから「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に準拠した秘匿措置、並びに過去の答申で提供しております2019年国民生活基礎調査の匿名データに準じまして、作成・提供することといたします。

ただし社会情勢の変化等を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講ずることとしております。作成方針案を3ページ目の別添1に付けております。

3の匿名データの種類です。従来どおり、人口・社会統計分野での利用が想定されます匿名データA、それから世帯の所得、貯蓄に関する分析に利用が想定されております匿名データBを作成することとしております。

4の匿名データの作成方法の主な変更点です。本調査の匿名データの作成方法は、原則として「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」、それから「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に準じて行うこととしております。前回と同じ調査項目については、前回どおり作成することとしております。2022年調査において、新規調査項目が2項目あります。1つ目は世帯票の「主に手助けや見守りをしている方の年齢階級」、2つ目は、健康票の「日常生活における機能制限の状況」についての項目です。具体的な調査項目につきまして、資料4-2の参考2、諮問第209号の概要の4ページを御覧ください。

まず、1つ目の世帯票の「主に手助けや見守りをしている方の年齢階級」についてです。こちらは6つの年齢階級での回答となっており、匿名化処理なしでそのまま提供することとしたいと思います。2つ目は、健康票の「日常生活における機能制限の状況」についての項目です。この項目は、日常生活における視覚、聴覚などの6つの機能についての苦勞の傾向を尋ねたものです。これは国連統計部シティグループの一つでありますワシントングループが、障害について国際比較を目的として開発した設問で、同グループでは、この6つの機能のうち1つでも「とても苦勞します」「全く出来ません」、調査票の青枠の3か4に1つでも回答したものを、日常生活における機能制限がある者とすることを推奨しております。

資料の5ページには、ワシントングループの推奨に基づく機能制限のある者、ない者の回答例を示しております。こちらの項目につきましては、センシティブな項目であることに加え、出現率が低いものとなっておりますが、機能制限、障害の区分を秘匿することで、個別識別のリスクが低減されること、それから本体調査であります国民生活基礎調査

でも、先に説明しましたワシントングループの推奨を踏まえた区分で公表しているということ、また、利用者の利便性を考慮する等、総合的に判断しまして2区分で提供することとしたいと思います。

概要に戻りまして、5のその他です。匿名データの作成方法につきましては、総務省統計研究研修所において、匿名化处理基準に沿って、匿名化处理の妥当性に関する検証を実施し、匿名化が確保できているということを匿名データ有識者会議において御了承いただいております。個別の項目につきましては、資料4ページ目の別添2の対応表のとおりです。

厚生労働省としましては、本委員会の御了解を得ることができましたら、本年度から匿名データの作成を開始し、来年8月には提供を開始したいと考えております。御審議よろしくお願いいたします。

○津谷委員長 ありがとうございました。この基準は、先ほどの御説明にもありましており、「匿名データの作成に係る匿名化处理基準」に沿って行うものであると認められます。このため、本委員会の決定文書「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の1の(2)の規定により、統計制度部会への付託は行わず、本委員会において御議論をいただきたいと思います。

つきましては、私と事務局で相談し、答申案を作成いたしましたので、事務局より御説明をお願いいたします。

○赤谷総務省統計委員会担当室次長 事務局です。ただ今、委員長から御発言がありましており、匿名データの作成につきましては、資料4の参考として添付しております「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」に基づき、審議を効率的かつ重点的に行うこととしております。これを踏まえまして、今回資料4-3として、答申案を作成しております。答申案について御説明いたします。

まず、「1 計画の適否」ですが、諮問第209号「2022（令和4）年国民生活基礎調査に係る匿名データ作成について」で、匿名データを作成することは、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、適当であるとしております。

次に、「2 理由等」です。（1）といたしまして、本計画の概要に触れております。内容につきましては、先ほど厚生労働省から御説明があったとおりですが、この匿名データの基となる統計調査の調査事項について、前回調査からの主な変更内容は、世帯票及び健康票における新規調査項目の追加であります。

（2）といたしまして、各調査事項の匿名化处理について触れております。本計画は、匿名データの作成に係る匿名化处理基準に沿った匿名化处理が、2022年国民生活基礎調査の各調査事項に対応することが統計研究研修所において検証されておまして、作成される匿名データの匿名性及び有用性が確保されることから、適当であるとしております。

簡単であります、説明は以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、先ほどの厚生労働省よりの諮問の概要の御説明と、ただ今の事務局よりの答

申案の御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私から取りまとめさせていただきたいと思います。

匿名データの作成対象である「2022（令和4）年国民生活基礎調査」については、匿名化処理基準による匿名化処理が、各調査事項に対応していることを統計研究研修所で検証済みであるとのことでした。

匿名データが早期に提供されることは、利用者にとって大変有用なものであると考えます。今後も、利用者ニーズに応えた、よりよい匿名データが早期に提供されることを期待したいと思います。

それでは、答申案についてお諮りします。

「2022（令和4）年国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の本委員会の答申は、資料4－3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○津谷委員長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

次は、本日の委員会の最後の議事となります。

令和7年度統計法施行状況に関する審議を行いたいと思います。1つ目の審議事項は、土地基本調査についてです。国土交通省から御説明をお願いいたします。

○志賀国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 国土交通省建設経済統計調査室の志賀と申します。よろしくお願いいたします。

本日、我々の所管しております法人土地・建物基本調査の検討状況について、御報告させていただきます。資料5－1、1ページをおめくりください。

まず、土地基本調査の概要について御説明させていただきます。法人土地・建物基本調査ですが、土地基本調査の一部です。上の四角囲みのところに書いてありますが、土地基本調査は、法人土地・建物基本調査（法人部分）と、あともう一つは、総務省が実施している住宅・土地統計調査を加工した世帯土地統計（世帯部分）の2つから構成されております。元々の導入経緯は、バブル経済を背景とし、地価高騰を契機といたしまして、平成5年から作成を開始しているものになります。

土地基本調査の作成目的といたしましては、我が国の土地・建物の所有・利用状況等に関する実態を全国・地域別に明らかにし、土地政策に必要な情報の整備を図るということを目的にしております。

下のところに法人部分についての調査の御説明を入れております。5年周期で調査を行っており、調査対象といたしましては、全ての法人約240万法人の中から51万法人を標本抽出しております。会社法人約41万人、会社以外の法人約10万人という内訳になっており、調査結果は、国民経済計算への活用、そのほか土地白書等の土地政策に利用していただいているという状況です。

1枚めくっていただきまして3ページ目、調査の概要をもう少し細かく説明いたします。まず、調査範囲ですが、調査票A、B、Cと3種類に分かれております。メインのものが調査票Aになっておりまして、国内に本所・本社・本店を有する法人全てを対象にしております。それ以外に調査票Bとしまして、例えば電気業やガス業のように、土地の所有に

少し特徴のある法人を対象とした調査、また、調査票Cといたしまして、売買があったり、移動があったものに対する調査というもので3種類行っております。

報告者数は、真ん中の四角囲みのところにありますが、調査票Aが一番大きくなっておりまして約49万法人、それ以外に調査票B、Cでそれぞれ記載のと通りの調査を行っております。調査周期は先ほども御説明したとおり、5年に一度の調査となっております。

右のところに調査事項を書いておりますが、調査票Aにつきましては法人の概況、土地・建物の所有の有無、土地・建物の状況についてお伺いしております。

また、調査票Bにつきましては、特殊な用途の土地について、その所在地や用途、面積等をお伺いしているものになります。調査票Cは売買と移動の話ですので、土地の移動の状況や、土地の売買の状況等をお尋ねしている調査になっております。

1枚めくっていただきまして4ページ目、調査方法等を記載しております。調査系統といたしましては、国土交通省から民間に委託をいたしまして、報告者の方に配布させていただいております。調査票を郵送配布させていただいております、紙の調査票でお答えいただく場合もありますが、オンラインの回答がかなり増えてきているという状況になっております。

選定方法は、調査票Aにつきましては、事業所母集団データベースを基に、国土交通省が所管するほかの一般統計調査等を補完的に用いて、母集団名簿を作成しており、業種別、資本金別、本社所在地の都道府県別に層化をいたしまして、無作為で選定するという方法をとっております。

また、土地の面積が一定規模以上の法人や、資本金1億円以上の会社法人などは、結果精度への影響が大きいと見做しております。

そのほか調査票Bにつきましては、調査票Aの母集団名簿を基に、調査対象の範囲に示した法人の全数を報告者としております。

また、調査票Cにつきましても、調査票Aの母集団名簿を用いて一定規模以上の会社法人の全数を抽出することと、あとは法務省から提供していただいている、土地の売買の状況等についてこちらは無作為により選定するという方法をとっております。

続きまして、5ページ目、調査の周期についての説明になります。次の調査は令和10年度を予定しております。令和10年度が本調査になりますので、令和8年度につきましては、予備調査を実施して、本調査に向けた準備をするという段階に来ております。

また、令和9年度につきましては、本調査の前年になりますので、調査対象名簿の整備や本調査の関連資料の整備、システムの改修等直前の作業に入っております。令和11年度に速報の公表、令和12年度に確報の公表という形で、5年に一度、調査をするという形で回させていただいているところです。

次からが、今検討しております行政記録情報の活用に向けた取組です。

1枚めくっていただきまして、7ページ目、不動産ベース・レジストリの活用を検討しておりますので、御紹介させていただきます。まず、不動産ベース・レジストリとは何かと申しますと、登記事項証明書は様々な行政手続で使われており、毎回その手続ごとに、国民にその取得にかかる負担が生じているということで課題になっております。また、行

政機関等がデータで提供を受けた場合でも、表記揺れ等により、そのデータの利用に一定のハードルがあるというのが今の現状です。

こちらの下に図がありますが、現在デジタル庁で整備を進めていただいております、法務省が持っている登記情報システムから、まず、データを機械的に処理するために、表記揺れ等を是正したものをシステムに取り込むような検討を進めていただいております、この不動産ベース・レジストリが整備されますと、登記関係の情報が必要となる手続等を行う際に、例えばその省庁や自治体が共同でこちらのデータベースを利用できるといったようなものです。

現在まだ検討中であり、令和10年度中頃に、こちらの登記情報の提供を目指して、実装上の論点等を検討していただいている最中と伺っております。

下のところに※印で書かせていただいておりますが、国土交通省では、ベース・レジストリのパイロットシステム、試行版をデジタル庁の方からお借りしております、こちらの加工済不動産登記情報を、我々の調査にも使えないかということで検討を行っているところです。

1枚めくっていただきまして8ページ目、行政記録情報をどういった目的により活用しようとしているか、実際の活用についてどういった検討をしているかを紹介しております。まず、目的といたしましては、一つは、土地所有法人の把握で、母集団情報だけでは精度が足りないところもありますので、こちらの情報を補完する、充実させることを検討できないかということと、もう一つは、土地所有の有無・所有規模について、もう少し精度の高い情報を補完的に入れることで、標本設計の高度化をできないかということを検討しております。

下のところ、実際の行政記録情報の活用の検討ですが、不動産ベース・レジストリにおいては、このような情報が中に入っていることになりそうなので、実際使うことが検討できそうということですので。また、森林簿・林地台帳・農地台帳なども同様に土地に関するデータベースになりますが、こちらについても整備状況等を踏まえて、活用可能性を継続検討していきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして9ページ目、提供を受けたデータをそのまますぐに使えるかということ、いろいろ課題が見えてきております。実際、試行的に整備された加工済不動産登記情報を使って整理した課題の何個かこちらに記載しておりますが、例えば、1つ目の四角、調査単位の部分です。登記では、土地の単位というのは筆単位になっております。我々の調査はここに書いてあるとおり、利用の単位ごとに1区画で、イメージしていただくと道路と道路に挟まれて、例えば一つの同じような利用をしていれば、それを1とカウントするという特殊な数え方をしておりまして、筆と区画でなかなかイコールになっていないということと、あとは工場敷地にある建物については、工場敷地ごとにまとめて回答してくださいということになっておりますので、今後その筆単位のデータを本調査の調査単位で、どうやって対応付けていくかということが一つ課題として出てきております。

また、法人の特定につきまして、調査母集団名簿と接続していくに当たり、例えば名称揺れ、昔の会社の名前のままで登記されていたり、合併があったりしても旧会社の名前に

なっているなど、法人番号が昔の登記だったり、未記載であったりするものがあり、調査母集団名簿とどうやって接続精度を高めていくかということも、現時点では課題となっております。

我々は、有識者の先生方にも御意見いただいております、不動産ベース・レジストリにつきましては、試行段階であるため、そのまますぐデータとして使用する、プレプリントとして情報利用するということではなくて、まずは補助情報・参考情報として扱うべきではないかということや、名寄せ精度をまずは十分に確保していくべきではないかといった御意見等もいただいているところです。我々としてしましては、まずはこれらの課題を踏まえて、この後、秋から実施する予備調査において、情報の活用がどのくらいできるか検証を行うこととしております。

次の10ページ目、この後実施する予定の予備調査についての御紹介です。何を確認するかということですが、ここの白丸3つ書いております。まずは、既存の我々が持っている母集団名簿と不動産ベース・レジストリのパイロット版から頂戴した加工済不動産登記情報との接続・突合結果をまず見比べるということ、併せまして、既存の名簿で我々が捉えきれなかった、土地を持っていると把握できていなかった法人がどれだけあるのか、また、その特徴があるのかということも確認していきたいと思っております。

併せて、土地・建物の保有の有無、あとは土地を持っていることは分かっているが思っていたよりも規模が違ったということがありますので、それをどういうふうに標本設計に活用していくかということも検討していきたいと思っております。

期待される効果といたしましては、一つは母集団名簿の網羅性・信頼性の向上、あと加えて、標本設計の層化精度の向上・高度化といった効果も期待できるのではないかと考えております。

さらに、今後の可能性ということで、こちらは少し先の話になろうかと思っておりますが、調査対象法人の選定や回収後の回答内容の確認など今後の不動産ベース・レジストリの整備状況を踏まえて、活用については、更に検討していきたいと思っております。

そのほか、今回の予備調査で新たに検討したいと思っていることを2点御紹介いたします。

1つ目が12ページ、業種区分の簡素化です。元々、土地の所有形態等に鑑みて、48区分で業種区分を考えており、見直しの背景に書いておりますが、例えば標本数が少ない区分において、回収がなかなか取れない層などが発生しております。回収率の影響を受けやすく、推計精度の確保に課題が出たり、回答者目線でも、その主たる業種がどれかということについて選択しにくい区分が存在しているように見受けられます。

これによって、今48ある区分を少し減らせないかという検討を昨年度行ってきており、下にあるように35区分まで減らすことを考えております。例えば5番の「建設業」ですが、48区分のところでは、「総合工事業」と「その他建設業」の2つに分かれておりました。ただ、回答いただいた方で、業種間移動の割合が非常に高かったのも、ここは一緒にしてもよいのではないかとということで、今回の予備調査ではまとめて行うことを考えております。また、例えば13番の「その他の製造業」などは、次のページで御説明しますが、様々な業

種がばらばらあり、一つずつは、土地所有や特徴もないですし、法人数も土地所有面積の割合も小さいので、まとめてしまうことで検討しております。

次の13ページが業種区分の簡素化の図になっております。例えば、先ほど説明した5番の「総合工事業」、6番の「その他の建設業」を5番の一つの「建設業」にまとめることや、黄色で囲んだ8番、11番、13番、21番あたりを13番の「その他の製造業」としてまとめてしまうことを、今回予備調査でしっかり取れるかどうかについて、検証する予定にしております。

もう1点の変更点が14ページになります。シェアオフィスの定義の見直しです。シェアオフィスといいますと、コロナ禍で利用の広がりが増えてきたものであり、令和5年の前回の法人土地・建物基本調査において、新たにとろうと思って項目追加しております。多様な働き方を踏まえて実際どのぐらい利用しているのかということでとろうと思いましたが、上の白丸の3つ、実際には約290件、全体の0.05%ということで、皆様ももう少しあるのではないかと考えていただけたらと思いますが、回答が得られなかったということが実態です。

少し改善しようと思っており、令和5年調査のところでは、左下に少し小さくて恐縮ですが、「建物の利用現況」のところ、主要な用途をまず1つ答えてください、それ以外に副次的な用途を2つまで答えてくださいの中に、シェアオフィスを前回は入れてみました。ただ、シェアオフィスは、実際、例えば駅の一角にあったり、建物の一角にあったりで、副次的要素としては上がってこないということが今回判明いたしましたので、令和8年の予備調査では、副次的用途のところからは外し、もしシェアオフィス等の利用がこの中である場合はチェックを付けてくださいという形に変更してみました。また、対象者の判断がしやすいように定義規定を調査票に記載しておりまして、これである程度答えていただけるかどうかというのをまず予備調査で検証してみたいと思います。

最後に、15ページ以降が今後の検討のスケジュール等についての御紹介になります。

16ページが我々の検討体制であり、令和8年1月から3月、今回の調査の5年周期に入る直前の3か月で、有識者の先生方に準備会という形で、予備調査に向けて御議論いただいております。今年度に入りまして、改めて研究会を立ち上げさせていただきまして、この後、秋以降開催させていただく予定にしております。また、一番下のところで、標本設計については、専門的な御知見をいただく必要があろうかと思っておりますので、別途ワーキンググループを開催させていただいて、年度内を目途に御議論いただく予定にしております。最後、17ページが今後の主なスケジュール案を付けておりますが、今年度につきましては、10月から12月で予備調査をさせていただいて、年度内に集計検討、来年度以降は本調査の調査計画の検討、名簿の作成等に入りますので、そのタイミングと合わせまして、研究会の方も年度内に2回程度、また標本設計についても本調査に間に合うような形で、今年度御議論いただくということで、我々の方で今議論を進めさせていただいているところになります。

私からの説明は以上となります。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの国土交通省からの御説明につきまして、御質問や御意見ございませんでしょうか。菅委員、お願いいたします。

○菅委員 菅です。御報告いただきまして、大変ありがとうございました。特に行政記録情報の活用が大きく進みそうということが非常に印象的だったと思います。行政記録情報を巡っては、これで統計が全て置き換えられるという簡単なものではなくて、ここのように簡単なものではないという事実と、一方で、効率化には、大きな可能性があるということです。要するに、簡単ではないだろうという部分と効率化には貢献する部分と、両者なわけです。それについて、貴重な事例となって、これがほかの統計にも応用できる要素を多く持っていると思いますので、是非頑張ってくださいたらと思います。

○津谷委員長 ありがとうございます。そのほか、御意見や御質問はございませんでしょうか。長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 長谷川です。どうも御説明ありがとうございました。非常に勉強になりました。

まさにSNA統計で法人土地・建物基本調査を利用しており、非常に有用性が高いと思っております。特に資本ストックとか資本サービスを経済活動別あるいは産業別、業種別に推計するのに最重要な統計だと思います。改めて基本的な質問で恐縮ですが、業種間移動というのは、結局マトリックス上とありますが、ある業種からある業種というのが、各個別に出るのでしょうか、あるいはそこまで出ないですか。時系列的に見ると、業種ごと、産業ごとに断層があったりするため、このときの移動、取引はどうなっているのかというような過去が、私の経験からするとあったため教えていただきたいのと、あと調査対象は法人ですが、当然ながら個人と申しますか、要は一般の土地の所有者から買ったり、売ったりしているところもありますが、特に農業など、農家との関係の土地のやり取り、業種間のやり取りについて情報としてどのように把握されているのかについて分かれば教えていただければと思います。

○津谷委員長 長谷川委員、確認でございますが、委員の御質問はこの資料の12ページから13ページにある業種間区分簡素化の考え方について、特に業種間の移動についてであると理解してよろしいでしょうか。

○長谷川委員 はい、結構です。

○津谷委員長 では、国土交通省、お願いいたします。

○志賀国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 今回の御質問に対する正確な回答になっているか疑問ですが、今回我々が、業種間移動があったというものは、元々の標本設計で、我々がここの業種に該当すると思って調査をかけさせていただき回答として書いていただくようになっておりましたが、我々が思っていた業種ではない業種でお答えいただいた会社という趣旨であり、そこであれば全て把握が可能なので、例えば建設業で、例えば総合工事業だと思って調査をかけさせていただいた、もしくは前回調査では総合工事業として回答していただいて、そのように調査をかけさせていただいておりましたが、実際には、その他の建設業で回答されてきた方がある程度いらっしゃるという趣旨です。

○長谷川委員 ありがとうございます。

そういう意味では売買の結果でなく、その調査の結果としての移動というような理解ということでよろしいですか。

○志賀国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 そういうことです。その土地について、その方、その法人に対しての調査を行いますので、その調査の結果、その法人がどういう業種で、どういう土地を持っているのかお答えいただくということです。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○津谷委員長 よろしいでしょうか、ありがとうございます。そのほか、白塚委員、お願いいたします。

○白塚委員 業種区分のところですが、簡素化されるのはいいことだと思いますが、この新しい35区分で過去のデータも集計して、同じようなベースで比較できるような形になっているのでしょうか。

○志賀国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 新しく組合せを作ったというよりは、過去のものをまとめて一つのものに今回したということになっておりますので、過去との比較も可能だと思っております。特に過去のものの一部をどこかにくっ付けたというよりは、単純に例えば24番と25番を今回まとめて16番の「情報通信業」にしたとか、そういった形で整理をしております。

○白塚委員 自分で過去のデータを見て、今回の35の区分のどこに入っているのかを見れば、過去のデータから今回のベースでのデータが作れるということですか。

○志賀国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長 はい、おっしゃるとおりです。

○津谷委員長 そのほか御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今回いただいた御質問や御意見は、国土交通省からの御説明に、ほとんど網羅されていると理解いたしました。

では、最後に、今回の審議を踏まえて、現時点の方向性を取りまとめたいと思います。

本日、国土交通省から御説明いただいた土地基本調査は、全国の土地・建物の所有及び利用状況などの実態を明らかにし、特に法人を中心に土地の有効利用を的確に進めていく上で大変重要な統計調査であり、政策的なインプリケーションが大きいものです。

国土交通省の研究会等において、母集団情報の補完情報として不動産ベース・レジストリのデータを活用することや、標本抽出層の業種区分を48から35に統合することを検討しているという御説明がありました。我が国の法人を中心とした土地所有及び利用状況の全体像を把握するために重要な諸課題の解決に向けた検討が、一定程度進展しているということは評価できると思います。

また、筆単位から本調査の調査単位に対応付けることには難しい状況があるとのことですが、令和8年に予備調査を実施される予定であるとのこと。国土交通省におかれましては、土地単位でのパネルデータの作成などを含めた土地基本調査データの作成方法の充実等に向けて、予備調査の検証結果を踏まえて、引き続き不動産登記情報のデジタルデータ化による母集団情報の整備・拡充、そして審査での活用など、具体的な活用方策につ

いても検討を進めていただくようお願いいたします。このような取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 行政記録情報の活用は、本委員会にとっても大変重要なテーマとなっております。できる限り報告者に大きな負担をかけることなく、できれば調査実施者の負担も軽減していくことを目指して、公的統計の充実につとめることが期待されます。この意味で、行政記録情報の活用は大変重要であり、初期段階では大変なことも多いかと思いますが、今後も御尽力いただくようお願いいたします。

次に、2つ目の審議事項は、農林水産統計におけるデータ分析支援の取組についてです。農林水産省から御説明をお願いいたします。

○麻山農林水産省統計部統計企画管理官室統計企画管理官 それでは、始めさせていただきます。農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官の麻山と申します。

これから、我が省におけます統計データ分析支援の取組について御報告させていただきます。この内容は統計委員会の皆様に御報告するものでありますが、私としては、各省庁の統計部署の皆様にも興味を持って聞いていただけるように説明していきたいと考えております。

それでは、早速説明に入らせていただきます。次のスライド1ページ目をお願いします。

真ん中の2つの枠囲みにありますように、近年は、政府の閣議決定の文書にもEBPMの取組を強化する必要性や重要性について記載されるようになり、農林水産省統計部としても、農林水産統計データの利活用と分析を進め、将来における政策の立案を支援していく必要性を感じているところです。

次のスライド2ページ目をお願いします。このような状況の中で、農林水産省統計部では令和4年から「統計データ分析支援チーム」を設置いたしまして、政策部局と連携しながら、様々なデータの分析を行い、施策の企画立案を支援しています。チームの人数の規模としては、中心的に取り組む人数が10人程度に加え、本来業務の掛け持ちで何らかの形で参加する人数が40名程度の、合わせて50人程度となっております。

上の枠囲みの2つ目の丸、その下の図の令和5年度からと書かれた青い枠囲みにありますように、毎年、省内の政策部局に対して分析テーマを募集し、選考を経て、支援する分析テーマを決めています。統計部としては、政策部局からの支援要請にはできるだけ応えたいというのが基本的な姿勢ですが、分析したい内容や、その分析を通じて解決したい施策の課題といった、実際に分析をする上で重要な基本的事項は、あくまでも、政策部局側で主体的に検討や提案いただくことを前提としております。

そして、令和7年度には、緑の枠囲みにありますように、新たな「食料・農業・農村基本計画」の中でもこの取組を進めていくことが明記されました。

次のスライド3ページ目をお願いします。ここでは、支援チームの体制をどのように作っているかについて説明いたします。まず、マネージャーは統計部の会議の場で、各課室の管理職に対して人員の協力要請のお願いをいたします。その後、事務的に具体的な人選等を依頼します。その結果、候補となった各課室の参加予定者の希望等も踏まえて、

各グループに配属いたします。

そして、この図の右側のところに、分析テーマを応募した政策担当課室の連携とありますが、統計部は、あくまでも政策部局への支援という立場であり、政策部局自身にも統計部の支援を受けつつ、主体的に、分析内容の検討や実際の作業に参画していただくことが基本的な考え方となっております。

次のスライド4ページ目をお願いいたします。省内の政策部局に対する統計部の支援は、先ほど御説明いたしました支援チームのほかに、「統計データ利活用サポート窓口」もあります。この窓口は平成29年から設けているものでありまして、図の左側のサポート窓口に相談がありますと、窓口の担当者が、相談内容を踏まえて、今度は図の右側にある、より具体的な担当部署の担当者に対しまして、この相談に対応することが可能か否かといったことを確認し、対応可能といった場合には、相談者に対して、この部署の担当者を紹介する流れになります。

今、この左側のサポート窓口自体に問合せが多く寄せられるといったことはないのですが、平成29年の設置時点から、ある程度の時間が経過していることもあり、各政策部局においても、こういった問合せには、どの具体的な部署に相談したらよいかといったような知見が蓄積して、図の右側の直接の担当部署に問合せを行っているということが考えられます。

次のスライド5ページ目をお願いいたします。ここでは、先ほどの支援チームが政策部局と連携して分析した事例の一つを紹介いたします。上の枠囲みに書かれているような状況、あるいは分析の目的の下、下の枠囲みにあるようにマグロやサバ、ブリ、イワシといった魚の種類別に、1つ目の魚が捕れた港近くの市場での価格である産地市場価格、それから2つ目の例えば東京でいうと豊洲市場といったところになりますが、大都市に設置された中央卸売市場での価格である消費地市場価格、それから3つ目に当たります、例えばこれも大都市の消費者が住むスーパーでの価格といったような小売価格、その価格の変動や相関関係、価格差の変化について分析したところ、散布図になりますが、真ん中の0.500と記載されている散布図の産地市場価格と小売価格については一定の相関が見られた一方、左にあります、この0.290と書かれております散布図の産地市場価格と消費地市場価格、あるいは右にあります0.195と書かれております散布図の消費地市場価格と小売価格には、あまり相関が見られないといった結果になりました。

それで相関が見られなかった2つの分析結果から読み取れることとしては、まず、左側の散布図になりますが、産地市場価格と消費地市場価格については、ある港ではマグロがたくさん捕れて、そこの市場の価格としては安くなったとしても、大都市では、例えば年末年始とか、ある港の漁獲量を上回る程度にマグロの需要が高まった場合には、大都市の市場の価格が上がることもあるために、相関が見られないという結果につながった可能性がある。

また、その右の方の散布図にいけますと、消費地市場価格と小売価格については、大都市ではマグロの需要が高まって、その都市の中央卸売市場での価格が高くなったとしても、大都市に住む消費地の消費者の地元のスーパーでは、外国から捕れたマグロについて市場

を通さずに直接輸入することで販売量を確保して、価格としては、それほど上がらないといったこともあり得るのではないかと。そういったことから、相関が見られないという結果につながった可能性があるといったことが分かったことです。

次のスライド6ページ目をお願いいたします。このような統計部としての取組を内外にアピールするために、農林水産省のホームページに先ほど御紹介した水産物に関する分析を含め、計16のテーマに関する分析の成果について掲載しています。分析の内容をまとめたレポートを掲載している場合、その分量には大小があり、分量の多いものと約60ページ、少ないものでも約20ページあります。

この図の左下のところに、テーマ一覧とあり、それぞれのボタンをクリックしますと、そのテーマに関する分析レポートなどが掲載されております。また、資料の9ページ目、10ページ目に、各テーマに関する分析の概要を載せましたので、御覧いただきまして、御興味持てるものがありましたら、このホームページの該当箇所にて、詳細を御覧いただければ幸いです。

次のスライド7ページ目をお願いいたします。これまでは省内の政策部局に対する分析の支援について説明いたしましたが、ここでは、国民の皆様に向けた取組である農林水産統計のダッシュボードについて紹介いたします。

上の枠囲みにありますように、データの見える化、より視覚的で分かりやすい情報発信とありますが、左にあります従来の公表資料や統計表では、これらを見る者自身が、注目したところへ焦点を当てた更なる情報収集を行わないといけませんでした。右にありますようにデータを加工することで、ここで言うと例えば都道府県別、あるいは累年のデータをすぐに見ることができまして、見る人にとっては、より分かりやすく、便利な形で、各種農林水産統計の内容についてお知らせできていると考えております。

次のスライド8ページ目をお願いいたします。説明の最後としてまとめとなりますが、一番下にあります今後、政策部局によるPDCAサイクルの改善や向上、また、食料・農業・農村基本計画に記載の施策を着実に推進することにより、統計部がそれに対してより一層貢献していくためには、真ん中のところに書いております1つ目として、主要な施策や基本計画のKPIなどに関連して、政策判断や施策の改善に活用できる分析テーマを重点的に選定できるよう、官房各課や政策部局との連携を強化していく。

それから2つ目といたしまして、地域に根ざした分析結果を地方公共団体や、農林漁業関係者といった方々に提供することで、お互いにより緊密に協力し合える関係構築を後押しし、農林水産政策全体の効果を更に高めていく。

そして3つ目として、統計部だけでなく、政策部局の人材育成にも資する取組を行うことで、将来的、理想的には、政策部局が自らデータを分析し、その結果を活用して、施策の企画立案にうまく反映させていくことができるようになることが必要と考えております。

以上、私たち農林水産省統計部の統計データ分析支援の取組について説明したところですが、私としては、ほかの府省の統計担当者の皆様と、それぞれの府省におけるデータ分析の支援の取組の内容について共有して、それらをお互いに参考にして、それぞれが更に

よい取組に発展させて継続していくことで、政府全体として、データに基づく政策立案が進んでいけることを期待しております。

最後の9ページ目と10ページ目のスライドに付けましたのは、先ほど御説明いたしました統計データ支援チームが手がけた16本の分析レポートの概要となります。

以上です。

○津谷委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の農林水産省からの御説明について、御質問や御意見はございませんでしょうか。長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 長谷川です。御説明ありがとうございました。大変勉強になりました。実は私、地方の私立大学で教えており、学生は卒論やレポートなどで正に今日御説明があったような、地元の農林水産業関係の様々なテーマについて書いて分析するわけですが、データがどこにあるのか、あるいは分析結果はどこにあるのかというのは意外と分からないケースがあり、都道府県の関係部署にはないケースがあったりするもので、是非このような優れた分析や研究について、自治体は正に書いてありますが、是非ホームページなどうまく情報提供していただきますと、学生あるいは研究者から、非常に有用なツールになると思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

○津谷委員長 農林水産省から何かございますか。

○麻山農林水産省統計部統計企画管理官室統計企画管理官 御期待に応えられるように、統計部としても頑張っていきたいと思っております。

○津谷委員長 ありがとうございました。そのほか御質問や御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。大変有用な御説明をいただいたと思います。ありがとうございました。

それでは、2つ目の審議事項である農林水産統計におけるデータ分析支援の取組についての審議はここまでとさせていただきます。

最後に、今回の審議を踏まえ、現時点の方向性について、私から取りまとめさせていただきます。

農林水産省からの御説明にもありましたように、EBPMを推進するためには、エビデンスとなる様々な統計データが必要になります。そして、EBPMを支えるためには、この情報を有効かつ効率よく利活用することが重要になると思います。

本日、御説明いただいたように、農林水産省では、統計部局が中心となって、政策部局からのニーズに対応して、既存の統計・行政データ、そして必要であれば民間データや新規に収集したデータも活用して多角的な分析を行い、その結果を提供することで、政策部局におけるデータに基づく政策立案を支援するという取組を積極的に推進しておられるとのことでした。

また、個々の分析テーマについて、ここでは詳しくお話しにはなりませんが、資料を拝見しますと、農村振興、林業、水産業といった様々な政策部局に及ぶ多様な課題について分析されていることから、EBPMの実践的取組として評価できるものと考えます。

政府全体におけるEBPMの推進のためには、このような取組を各府省が積極的に、そ

して着実に積み重ねられていくことが大変重要であると考えます。農林水産省におかれましては、統計部局と政策部局の連携強化、そして地方組織における分析業務の展開などにより、今後、このような取組を一層推進するとともに、その成果や課題を他府省と共有することにより水平展開していただきたいと思います。また、農林水産省以外の各府省におかれましては、この取組を参考にされることで、政策立案におけるデータの利活用が一層進むことを期待しております。

このような取りまとめの方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。

それでは、本審議事項は以上のとおりとさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

これで、今回の審議において予定していたヒアリングは一通り終了としたいと思います。

令和7年度統計法施行状況に関する審議の今後の進め方については、次回の統計委員会に先立って、本日、委員の皆様にご議論いただいた内容を基に、私の方で事務局と相談して、審議結果の取りまとめ案を作成させていただきたいと思います。

そして、取りまとめ案が準備できましたら、事前に委員の皆様にお示しして、御意見を伺って再度の取りまとめを行った上で、次回の委員会で提示したいと思っております。

このような方法で進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○津谷委員長 ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと思います。

本日用意いたしました議題は以上となります。

本日の議事録は、委員の皆様にご確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開するという形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日の委員会審議、どうもありがとうございました。

次回の委員会については、調整中ですので、日時・場所につきましては、別途御連絡いたします。

事務局から以上です。

○津谷委員長 以上をもちまして、第232回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。